

○国際武道大学研究倫理審査規則

平成24年 3 月 23 日

制定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国際武道大学研究倫理規程（平成19年 5 月 21 日制定）第 2 条及び国際武道大学研究倫理部会規則（平成24年 3 月 23 日制定）第 9 条に基づき、本学の研究計画等の審査方法等について定める。

(審査対象)

第 2 条 審査の対象は、本学に所属する教職員、大学院生、研究生及び研究員等が本学又は関連施設等で行う研究とする。

2 卒業研究等、本学部生等が指導教員の管理下で行う研究に関しては、研究支援委員会が研究内容を把握できるように登録するものとする。

3 前項に当てはまる研究において、本学部生が、その研究結果の一部でも、学内外に公表することを予定している場合は審査対象とする。

(審査内容)

第 3 条 申請者から提出された研究に関わる計画（以下「研究計画」という。）を、倫理的、社会的、及び科学的な観点から別に定める、国際武道大学「ヒトを対象とする研究」倫理規則及び国際武道大学「動物を対象とする研究」倫理規則に基づき審査する。

(審査基準)

第 4 条 審査は、国際武道大学の諸規定に準拠するとともに、関連する法令や通知・通達に従うものとする。

(申請者)

第 5 条 研究計画書等の申請者は、研究実施責任者とする。

(研究実施責任者・研究代表者)

第 5 条の 2 研究実施責任者及び研究代表者は、次の各号に定めるものとする。

(1) 研究実施責任者は、本学の教職員、大学院生、学部生、研究生及び研究員等に限る。

(2) 研究代表者は、本学の教職員に限る。

(3) 研究実施責任者が大学院生、学部生、研究生及び研究員等の場合は、本学の教職員が当該研究の研究代表者とならなければならない。

(申請)

第 6 条 申請者は、研究計画に該当する所定の様式の申請書（以下「申請書」という。）及び研究計画書等の申請に必要な関連書類を、担当事務を通し、学長へ提出する。

2 例外的にデータ取得後の申請となった場合は、その特段の合理的理由及び実施した研究が研究倫理上瑕疵のないことの説明を『「ヒトを対象とする研究」における審査申請書』若しくは『「動物を対

象とする研究」における審査申請書』の「その他、特記事項」欄に記載し、実施した研究が研究倫理上瑕疵のないことを証明する書類を添付しなければならない。

- 3 侵襲及び軽微な侵襲を伴う研究の場合、研究倫理審査申請前に、研究倫理申請全書類と『学校医承認書』を健康管理室長に提出し、承認印が押印された『学校医承認書』を「申請書」に添付するものとする。学校医による事前教育・指導の必要性の有無については、学校医自身の判断に基づくものとする。医師等の関与が必要であると学校医が判断した場合、医師等の関与の具体的な内容についても学校医が決定し、申請者は「医師等からの同意文書」も「申請書」に添付するものとする。
- 4 健康管理室長は、学校医の承認業務を補佐するものとする。

（審査の方法）

第7条 研究支援委員会委員長（以下「委員長」という。）は、学長から審査の付議を受けたときは、当該研究計画の申請書を研究倫理部会（以下「部会」という。）に送付する。

- 2 部会長は、当該研究計画の審査を行うため、審査会（以下「審査会」という。）置く。
- 3 審査会は、次の各号に定める者から、部会長が指名する原則主査1名、副主査2名をもって組織し、当該申請書の書面審査を行う。
 - (1) 動物を対象とした研究の有識者
 - (2) ヒトを対象とした研究の有識者
 - (3) 実験研究・調査研究の有識者
 - (4) ハラスメント及び性暴力等対策・防止に詳しい有識者
 - (5) その他部会長が審査に必要と認めた者
- 4 審査会は、必要あるときは、申請者から当該申請内容について説明を求めることができ、また、申請者に必要な助言をすることができる。

（判定）

第8条 審査の判定は、部会の合意に基づき、次の各号に定めるものとする。

- (1) 承認
 - (2) 条件付き承認
 - (3) 不承認
 - (4) 非該当
- 2 部会員が申請者である場合は、審査の判定に加わることができない。
 - 3 審査会主査は、審査の判定結果を所定の様式をもって部会長に報告する。
 - 4 審査経過及び審査結果は記録として保存し、当該審査に関わる議事の内容は公開できるものとする。
 - 5 書面審査で「承認」となった場合には、部会長は、その報告書をまとめ部会員に送付する。特に支障がないと認められる場合は、部会を開催することなく稟議審査にて承認することができる。
 - 6 書面審査で「条件付き承認」、「不承認」あるいは「非該当」となった場合、及び稟議審査で「承認」とならなかった場合には、部会長は、申請者へ通知する。

(審査結果)

第9条 部会長は、「承認」となった審査の結果を所定の様式により委員長を通して学長へ提出し、学長が承認した後、申請者へ通知するものとする。

2 前項の通知に当たっては、審査の判定が第8条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合は、理由等を付さなければならない。

(研究計画の変更)

第10条 申請者は、承認を受けた研究計画を変更しようとするときは、研究計画変更申請書により遅滞なく部会長に届け出なければならない。

2 部会長は、前項の届け出について、必要があると認めるときは、当該変更に関わる実施計画について、改めて審査の手続きを行うものとする。

(再審査)

第11条 申請者は、審査の判定結果に異議があるときは、異議内容を『「ヒトを対象とする研究」における審査申請書』若しくは『「動物を対象とする研究」における審査申請書』の「その他、特記事項」欄に記載し、再審査を求めることができる。

(公表)

第12条 研究実施責任者、研究代表者、共同研究者は、審査結果が「承認」又は「条件付き承認」の場合、その審査番号（承認番号）、研究課題名、研究機関等を公表することができる。ただし、産業財産権の取得等合理的な理由のための公表に制約がある場合、その期間内において公表しないものとすることができる。

(事務)

第13条 この規則に関する事務は、学術支援事務室が行う。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月20日）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年6月11日）

この規則は、公告の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。